



【田中地区】

番号	要望内容	担当課	回答
1	<p>役員の高齢化等に伴う区役員業務及び団体・各種会議の見直しについて</p> <p>令和2年度にも要望しているが、区の役員業務のうち市から委託される業務が多すぎる。区の中の事については任務であるので何があろうとも役員で調整し対応するが、市から委託される業務については日程調整もできない。年間の会議等を市役所全体でスケジュールリングし、半日で2つ位の会議が実施できるようにしてほしい。1時間程の会議で半日つぶれてしまうのは非効率であり、働き方改革が叫ばれている昨今で70歳を過ぎても勤務している人も多い状況においては、益々区の役員の担い手がなくなってしまいます。</p> <p>少人数の区では公民館役員、福祉運営委員、交通安全協会、保健補導員、民生児童委員等、区役員の高齢化が進み、また70歳すぎまで仕事をしている方が多くなり、将来的には引き受けてがなくなり運営が難しくなってくる。人手がかからない絞り込んだ運営・業務の軽減を考えてほしい。（市の委託事業だから）各種行事、会議、研修会等回数少なくスリムにお願いしたい。60歳～70歳で家にいて自由のきく人は今はほとんどいない。国の施策が70歳定年を押し進めている。70歳過ぎれば体になにかしらの問題がある人が多い。</p> <p>市及び区には団体、委員会、各種会議があまりに多い。そのため区から脱退する家族がある。団体、委員会、各種会議の統合、廃止、縮小の検討を希望します。（例、PTAと青少年補導委員会、育成会、また、健康補導員会と日赤奉仕団の統合、民生児童委員と福祉委員の兼務、河川モニターの廃止等）</p>	地域づくり・移住定住支援室	<p>市から依頼している業務につきましては、昨年度洗い出した37項目の内容について、引き続き担当課との協議を進めてまいります。区役員の負担軽減を図るため、各種団体や各委員の人数配分や委員会等の統廃合につきましては、年末の自治推進委員会にその結果を報告する方向で検討を進めていきますが、そのほとんどが必要不可欠な委員等及び業務であり統廃合には一定の協議期間を要することをご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、会議スケジュールの調整及び団体、委員会、各種会議の配合、廃止、縮小につきましては、実施可能であるかの是非について庁内で検証して参ります。</p>
2	<p>空き家対策について</p> <p>近年高齢化に伴い空き家が大変目立つようになっております。一部家屋は老朽化が目立つようになり大変危険である。空き家等実態の再調査を行うと聞いているが、調査結果に基づき一軒ごとの市の対応策を示して欲しい。</p>	地域づくり・移住定住支援室	<p>6月から区役員、地域づくり協議会の皆さまのご協力をいただく中で、平成27年度の調査結果に基づき空き家実態再調査を実施していく予定です。</p> <p>その調査結果に基づき、各担当部署において現状を確認し、対応可能な物件につきましては、その対応策についてお知らせしていきたいと考えております。</p>



令和3年度まちづくり懇談会 意見・要望に対する回答

番号	要望内容	担当課	回答
3	<p>交通安全について 交差点、横断歩道、一時停止箇所手前を着色道路とし、歩行者の安全に配慮願いたい。 常田信金前国道18号線と県道丸子東部インター線との信号機のある交差点は交通量が多い。その中を多くの子供達が横断することは大変危険である。よって国道18号線に沿って北側と南側2か所へ東西に地下道を新設して頂きたい。</p>	建設課	<p>交差点、横断歩道、一時停止箇所手前の着色について、要望のある箇所については、区長期事業計画で上げていただき、現地を確認し、公安委員会等の関係機関と協議の上、安全上必要と認められる箇所については検討してまいります。</p> <p>国道18号常田交差点については、交通安全プログラムによる要対策箇所として交差点内の安全対策をしておりますが、地下道は技術的に困難なうえ、防犯上危険と考えます。また、横断歩道橋につきましては、平成27年3月に開催された安全対策委員会において、利用者数が立体横断施設の設置基準に合致しないことや、事業用地の問題、全国的な設置数の減少及び高齢者、車椅子利用者等の交通弱者の抜本的解決に至らないことから、事業実施は難しいことが確認され、このことは平成30年度のまちづくり懇談会でも回答させていただいておりますのでご理解をお願いします。なお、通学路の安全対策については、上田警察署、長野国道事務所、上田建設事務所、東御市校長会、PTA及び市内関係機関等で構成する安全対策委員会により、二年に一度の合同安全点検等を行いながら、通学路の安全確保について出来る対策を協議検討してまいります。</p>
4	<p>まちづくり懇談会について 当懇談会は全国で行われている取組であり、各自治体が必要性を必ずしも感じている訳ではないと思います。場合によっては各区の仕事が必要以上に増加させている事例もあります。見直しが必要ではないでしょうか。 区の役員は1月からが任期であり、まだ始まったばかりで役員としてもまだ区の事について勉強中の時期です。意見・要望を募る時期が4月では早すぎます。少なくとも半年を経過した7月以降にならないと、どの区においても区の状況把握ができないのではないかと。市として来年3月までにまとめようとしている事は理解できるが、真に意見・要望を募り解決させるならば、現在の4月要望提出～3月進捗報告というサイクルを改めるべきではないかと。行政の都合だけで物事を進めようとしていないか。意見・要望について対応・解決させることが目的であり、年度末には区はこだわっていない。</p>	企画振興課	<p>ご意見のとおり、区長の任期や負担を考えますと、現在のまちづくり懇談会の開催方法につきましては、他地区のご意見も踏まえながら、変更していく方向で検討をしたいと考えます。</p> <p>変更案としましては、市民に直接市長から市の方針等についてお知らせする場合は必要と考えておりますので、年度が始まった早い時期に市からの説明会を各地区開催させていただき、その場でのご意見ご要望を先ずは賜りたいと考えております。</p> <p>その後、時期をずらしまして、地域活動が進み、各区・各地区での課題が明確となった秋頃に、地域づくりをテーマとする地区別の懇談会を改めて設けるよう検討してまいります。</p>



令和3年度まちづくり懇談会 意見・要望に対する回答

番号	要望内容	担当課	回答
5	<u>消火栓について</u> 新しい住宅が増えている住宅地には消火栓が無く、火災時の消火に大変不安である。その様な場所には優先して消火栓を設置してほしい。	消防課	開発行為（造成、宅地開発、共同住宅等）につきましては、消防水利の設置指導基準に基づき、消火栓又は防火水槽を設置しております。また、一般の住宅等が増えている箇所につきましては、住宅の建築状況や区からの要望を踏まえ、付近の消防水利の設置状況を確認する中で、必要な箇所には計画的に設置してまいります。



【滋野地区】

番号	要望内容	担当課	回答
1	<p>通学路の安全対策について</p> <p>通学路の安全対策についてはこれまでも要請してきました。とりわけ旧道（赤岩・片羽・牧家間）は通過車両も多く、制限スピード（30キロ）を越える車も多々見かけます。こうした中で昨年は旧道の時間を区切った通行制限を要望しましたが実現は困難との回答をいただいています。そこで今回4点にわたり要望します。</p> <p>(1) 国道の歩道を通学路と認めるなど、現在の通学路の安全性を再確認し、あらためて見直す必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>(2) 国道の歩道（片羽～牧家間）は一部に未整備区間があります。完成するのはいつ頃になるのでしょうか。</p> <p>(3) 大石区原地籍の通学路はきわめて狭く危険です。現在朝7時から8時半まで「通行自粛」措置が取られていますが時間を区切った「進入禁止」措置がとれないのでしょうか。</p> <p>(4) 乙女平地区の通学路は狭隘で危険です。将来的な拡幅・歩道設置を見据えつつも、当面子供たちの待避所を設置できないのでしょうか。</p>	<p>教育課、建設課、生活環境課</p>	<p>(1) 通学路の指定については、保護者からの意見をPTAを通じて学校へ要望し、学校で検討したのちに指定しています。なお、滋野小学校においての国道の通学路指定について、これまでのところPTAから学校に要望は出されていないと聞いておりますが、安全性等を配慮し必要に応じて見直してまいります。（教育課）</p> <p>(2) 現在、国（長野国道事務所）において、事業用地の確保が完了しております。完了予定については示されておきませんが、R3年度中に予算の確保ができれば工事を行いたいとお聞きしていますので、引き続き市としても予算の確保と早期整備完了について要望してまいります。（建設課）</p> <p>(3) 車両の通行規制は、上田警察署と協議のうえ申請を行い、県公安委員会で決定されます。 一旦交通規制が実施されると、地元の方の通行もできなくなり、規制の解除を行う場合には時間もかかることから、地元区、地元地区及び関係機関と協議をしております。 なお、当面の対策として、地元交通安全協会等と連携し、のぼり旗、看板等の設置により速度抑制や注意喚起を推進してまいります。（生活環境課）</p> <p>(4) 拡幅、歩道、待避所の設置に際しては事業用地の確保が必要となります。今後、関係区等と用地のご協力が得られるのかも含め立会をお願いします。（建設課）</p>



番号	要望内容	担当課	回答
2	<p><u>長期計画について</u></p> <p>長期計画については昨年も要望事項に上げられましたがあらためて質問します。計画を出してもなかなか実現しないため、「毎年上げるけれど一向に進まない、少なくとも3年の間で実現できるようにしてほしい、区に対して独自の予算付けをしてほしい」などといった意見が出されています。毎年道路補修や拡幅など数多くの要望があがり、区執行部は苦慮しています。今回は認められなかったけれど来年は大丈夫などという見通しがあれば計画的な事業運営ができます。そこでお尋ねします。</p> <p>(1)各区から上げられる長期計画はどのような基準で認定されるのでしょうか。おおまかな基準を明示していただけないでしょうか。</p> <p>(2)昨年の回答の中で「各区からの事業要望に迅速に対応して行くためあらたな仕組みづくり」、「使途を限定せず地域の裁量で公益的事業に取り組めるような交付金制度」を検討するとのことでしたが、その後どうなっているのでしょうか。</p>	<p>建設課、地域づくり・移住定住支援室</p>	<p>(1)各区からの要望を受け、現地立会の上、緊急性と安全性等を精査させていただき、全区要望内容で優先度の高い箇所から実施しています。また、安全上緊急的に行わなければならない箇所等については、別途緊急修繕や道路パトロール等により対応させていただいております。（建設課）</p> <p>(2)実施に向けて検討しましたが、各区の事業費にばらつきが予想され、一律の交付は実態に沿わないと考えられるため、交付金制度の在り方につきましては、再考することとなりました。（地域づくり・移住定住支援室）</p>



番号	要望内容	担当課	回答
3	<p><u>消防団再編について</u></p> <p>消防団再編が実施されてから3年になります。滋野地区第二分団は3つの部に統合されました。火災に限らず2年前の19号台風など自然災害などにおいても消防団に対する期待は大きく、地域住民の安全安心にとって欠かせない存在になっています。</p> <p>(1) 消防団員の確保など組織再編のねらいは実現できたのでしょうか。残された課題についてどのような認識をお持ちなのでしょうか。</p> <p>(2) 団員への負担軽減のためポンプ操法大会など訓練の見直し、温泉利用券の配布など待遇改善を図っているそうですが、成果は上がっているのでしょうか。</p> <p>(3) 団員確保のためには消防団がもっと住民に知ってもらうことが必要です。地域においてもどんど焼きや防災訓練など活躍の場面をつくってきました。こうした「消防団活動の見える化」が大切だと思います。すでにPR活動や広報に取り組んでいることとは思いますが、今後予定などありましたらご教授ください。</p>	消防課	<p>(1) 消防団の組織再編については、市内全域を管轄したことにより、毎年実施している市防災訓練には全区へ消防団が関係し、より実践的な訓練が図られているものと捉えております。また、自然災害・火災等の対応についても、管轄する区と連携を密にすることにより、危険箇所巡回や避難誘導等、地域防災力の向上が図られているものと捉えております。残された課題につきましては、新入団員の確保等が引続きの課題と捉えております。</p> <p>(2) 昨年より長野県消防協会において、ポンプ操法大会などの訓練方法や大会の有り方、実施方法について協議されており、特に団員、家族、勤務先への負担軽減を求める声が多くあり、今後、団員を確保し消防団を継続していくためには、団員等の負担軽減を図ることが必要不可欠と聞いております。</p> <p>市といたしましても、長野県消防協会の方針に沿った形で見直しをしていきたいと考えております。また、福利厚生事業として、市営温泉施設優待券を団員一人あたり、3枚を配布しております。多くの団員が利用しており、一定の成果が図られていると考えております。</p> <p>(3) 組織再編後も課題となっている、新入団員の確保については、全区の役員の皆様に勧誘へのご理解とご協力を引き続き依頼するとともに、現在、市報へ定期的に「Happy（法被）通信」で消防団活動を通じて、団員募集の掲載もしております。ホームページやSNS等で情報の発信を積極的かつ継続的に進めていきたいと考えており、各区におかれましても、地域の消防団活動の場面を分館報等を通じて、住民の皆さんへ周知いただきますようご協力をお願いします。</p> <p>今後、消防団活動を多くの市民に知ってもらい、延いては団員確保につながるよう、市といたしても消防団とともにPR活動に取り組んでまいります。</p>



番号	要望内容	担当課	回答
4	<p>近隣トラブルの解決に向けて</p> <p>現在それぞれの区では隣地にはみ出た立木や枝の処理など隣近所のトラブルや、空き家の管理など様々な近隣トラブルを抱えています。こうした中には区民同士の間関係の問題があったり、問題に対する認識の差があったりしてその解決には時間がかかるなど苦慮することが多々あります。そこでお尋ねします。</p> <p>(1) 住民同士の話し合いがトラブルになった場合、区の役員が出た場合かえってこじれる場合があります。こうした時、市として一歩踏み込んだサポートができないものでしょうか。</p> <p>(2) 最近増えてきている空き家問題では、所有者との連絡がつかず雑草が生い茂りまわりに迷惑を及ぼしている場合があります。区として実施できることには限界があります。こうした時、市として積極的な指導を期待します。</p> <p>(3) 空き家問題と並んで放置された大量のゴミの処理も大きな問題となっています。地域として解決のため力を尽くしますが、市としてもゴミ処理についての補助を検討していただけないでしょうか。</p>	生活環境課	<p>(1) 市民の方同士のトラブルに、市が介入することは原則できません。ただし、事案によっては助言等できる場合も考えられますので、状況に応じ相談に対応してまいります。また、法的な解決が必要な場合はよろず相談等をご利用ください。</p> <p>(2) 空き家等の雑草や樹木等の不適切管理箇所については、土地所有者に通知し、速やかな対応と適正な管理を依頼しているところです。 市民の方同士の樹木等の越境問題については、(1)と同様、行政が介入することができないため、双方でのご相談をお願いしています。相手方の連絡先が不明である場合は、申立者の氏名や連絡先を記載した通知を、市から土地所有者に送りますので、相手方から連絡がありましたら、お話し合いをお願いします。</p> <p>(3) 空き家等に放置された「物」についても所有権があるため、行政が代わってゴミを処分することは原則できません。また、補助金の交付も困難です。土地所有者に通知し、適正管理を促してまいります。 ゴミ問題は事案により状況が異なりますので、関係部署と情報共有しながら、個別に解決策を探っていきたいと考えています。</p>



番号	要望内容	担当課	回答
5	<p><u>老朽化したブロック塀の生け垣化について</u></p> <p>この問題については平成28年に「通学路のブロック塀等の安全対策」として滋野地区まちづくり懇談会のテーマとして取り上げられています。老朽化したブロック塀を撤去し生け垣を設置することで通学路の安全が確保でき、生け垣を道路から後退させることで道路の拡幅につながり、その結果緊急車両が通行できるようになります。そして生垣により環境も改善されます。これは現在東御市の「生垣設置及びブロック塀等除却事業補助金制度」により対応しています。そこでお尋ねします。</p> <p>(1)平成28年にまちづくり懇談会で検討してから5年が経過しています。その後「生垣設置及びブロック塀等除却事業補助金制度」の利用はどこまで進んだのでしょうか。その課題・問題点をどのように認識されておられるのでしょうか。</p> <p>(2)本事業を利用する際、ブロック塀を撤去するかどうかの判断が困難です。市民が本制度を利用しやすくするために、市としてブロック塀の撤去の可否を判断できる仕組みをつくっていただけないでしょうか。</p> <p>(3)「生垣設置及びブロック塀等除却事業補助金制度」は通学路の安全にとっても、近隣住民の安全にとっても、道路幅拡幅にとっても有効な制度であると思います。制度をさらに充実されることを望みます。</p>	建設課	<p>(1)H28年度から5年間で20件の補助制度の活用がありました。毎年度予算の範囲内で対応ができておりますので、制度としての課題・問題点はないと考えております。</p> <p>(2)ブロック塀は基本的に個人の財産です。日本建築防災協会ホームページで、塀の状態を確認できるチェックリストが紹介されていますので、ご利用ください。不明な点等ありましたら、建設課へお問い合わせください。</p> <p>(3)市としましては、広報紙やホームページ等で引き続き制度のPRを行ってまいりますので、地区からも所有者への働きかけにご協力をお願いします。</p>



番号	要望内容	担当課	回答
6	<p>滋野財産区の基金の活用について</p> <p>長期計画について問題となるのは財源です。そこで滋野財産区の活用について質問します。滋野財産区は昭和の合併の際設けられたものであり、財産区の敷地内を東京電力の送電線が通過し、その線下補償が毎年入ることから財政的には充実しています。これまでは従来財産区の保全のために充当されてきましたが、最近では滋野小学校の周年事業、おらほの縁側の建設、滋野時報発行費用にも使われてきています。</p> <p>(1) 財産区の運用についてはこれまで市は「他の地区との公平性に欠けるから」との理由で限定的な取り扱いをしてきました。しかし財産区は区民の共通の貴重な財産です。節度を持った運用方法について検討したらいかがでしょう。</p> <p>(2) そのために財産区管理会・区長会・里づくりの会などで組織する検討委員会を立ち上げていただきたいと思います。</p>	総務課	<p>財産区は、市町村合併時に旧市町村又はその一部の既得権をその範囲において残すことを目的として設置されたものです。特性として、財産区の財産又は公の施設から生じる収入を、財産管理（雑木の採取、立木伐採跡地への植栽、財産の賃貸等）以外の費用に充てることはできません。そのため、例えば地区内の学校や市民活動等の費用として活用したい場合には、地方自治法の規定に基づき、市が行う事業に要する経費として市の会計に繰り入れ、支出しております。</p> <p>したがって、</p> <p>(1) につきましては、お見込みのとおり他の地区との一体感や公平性に配慮した節度を持った運用が必要ですので、方法についてはお手数ですが、案件ごと協議をさせて頂ければと思います。</p> <p>(2) につきましても、地区内住民の合意形成の場として、検討委員会を設置していただくことは地元判断で可能です。しかしながら、財産区管理会や市は、地元の皆様の要請を受け、その支出等について審議・決定する立場であることから、検討委員会に含まれることには適していないと考えます。市としましては、都度ご相談は承りますので、ご理解をお願いいたします。</p>
7	<p>滋野児童館の移設計画について</p> <p>滋野児童館は建設されてからすでに25年経過し老朽化が進行しています。毎日多くの子供たちが利用していますが通園時の交通事故も心配です。現在和児童館の移設が進められており次は滋野という声もお聞きしています。現在他地区の児童館は田中も柘津も北御牧も小学校に隣接しています。現在進められている和児童館も和小学校のそばに建設されるとお聞きしています。具体的な事業計画があきらかになれば地元として事業促進のための取り組みを進めることができます。そこで以下2点にわたってご質問します。</p> <p>(1) 滋野児童館の建設はいつ頃を予定しているのでしょうか。</p> <p>(2) 建設場所は旧滋野保育園跡地を見込んでいるのでしょうか。</p>	教育課	<p>(1) 滋野児童館の建設については、滋野小学校から離れた場所にあることから、利用児童の安全性や利便性を向上させるために、滋野児童館の移転建設を予定しております。具体的な建設スケジュールは現在ございませんが、今後、検討を進めてまいります。</p> <p>(2) 建設場所については、地元の皆様のご要望と滋野小学校の児童が主に利用するため、小学校に隣接している旧滋野保育園の跡地が望ましいと考えております。</p>



【**柵津地区**】

番号	要望内容	担当課	回答
1	せせらぎ公園の整備について 水がきれいでイワナやホタルも生息していて、子どもの川遊びやキャンプ、バーベキューなどにも利用可能な親水公園なので、入口の舗装、駐車場、水道、トイレを市が整備して活用してはどうか。また、荒廃している右岸の管理（道路、桜など）をきちんとしてほしい。	総務課、建設課	近年、アウトドア・レジャー施設等の整備については、民間企業による取り組みが多いことから、この民間活力を活用することにより、地域の要望もお聞きする中で、柔軟性をもって安定的かつ永続的な運営につながる整備が好ましいと考えております。具体的相談が寄せられたときは、関係機関と協議の上、可能な限り協力してまいります。 また、荒廃している右岸の管理については、一部所沢ダム下周辺の草刈り等を実施しておりますが、基本的に地元が管理すべき農道と認識しておりますのでお願いします。（総務課・建設課）
2	御堂～西宮の道路整備について 御堂西端から西宮宮ノ入上の水神鳥居までの道路について舗装し、また待避所2カ所を整備し、交通の安全と十二平からの通行を確保してほしい。	建設課	要望された道路については、御堂地区の整備完了後、道路の利用者、利用状況等、整備の必要があると判断された場合には検討させていただきます。
3	御堂、北山一帯の再整備について 御堂は畑地整備が完了しワイナリーも計画されている。ここを中核として北山（烏帽子山麓）一帯の整備構想を立て、将来にわたって活用すべきである。	6次産業化推進室	御堂地区の整備については、現在、令和4年度の完了を目指し、事業を進めています。また、関連施設や周辺地域の活用・連携については、御堂地域活用推進協議会の中で検討を重ねているところです。 北山一帯の整備については民間の参入による開発が不可欠と考えています。 当面は北山一帯に興味を持つ民間事業者の掘り起こしを進めるとともに、地域が望む北山開発の姿について研究を重ねていただければと考えております。
4	柵津公民館の改築について 昭和61年建築で35年が経過し雨漏りするなど老朽化している。他地区の公民館は整備されているので、柵津公民館も改築してほしい。高齢者利用が多いことから平屋が望ましく、まずは、計画づくり（設計）を始めてほしい。	生涯学習課	公共施設長寿命化・個別施設計画に基づき、建築基準法の耐用年数である令和6年を目途に調査等を行い、今後について検討していきたいと考えております。 老朽化した箇所につきましては、必要に応じて修繕等で対応してまいります。



令和3年度まちづくり懇談会 意見・要望に対する回答

番号	要望内容	担当課	回答
5	<p>地域要望・市民要望の実現について まちづくり懇談会や小規模土木事業の要望がなかなか実現しない。市民生活に直結した要望なので、予算を増やすなどして実現に努めてほしい。 また、市民が意見を述べる場がないので、以前のように「まちづくり懇談会」の二部を自由意見交換の場とし、市が主催して広聴、意見交換、要望聴取の場とすべきである。</p>	<p>企画振興課、地域づくり・移住定住支援室、建設課</p>	<p>本年度のまちづくり懇談会はコロナ禍での開催であるため、時間短縮の観点から、2部を割愛する方法で開催させていただきました。本年度、田中地区からも、まちづくり懇談会の在り方につきましてご要望をいただいていることから、市からの市政に関する「説明会」を年度当初に開催させていただき、改めまして秋頃に、地域づくりをテーマとした自由意見を交換する場として地区別の「懇談会」を開催するよう検討してまいります。 （企画振興課、地域づくり・移住定住支援室） 小規模土木事業につきましては、各区からの要望を受け、現地立会の上、緊急性と安全性等を精査させていただき、全区要望内容で優先度の高い箇所から実施しています。また、安全上緊急的に行わなければならない箇所等については、別途緊急修繕や道路パトロール等により対応させていただいております。（建設課）</p>
6	<p>所沢川の安全対策について 一昨年の台風19号による被害箇所については局所的に復旧がなされたが、塩沢橋上左岸など護岸の石積が欠落しているところもあるので、流域を確認して危険個所の改修を進めてほしい。また、所沢ダムについても土砂がかなり流入して砂防効果が落ちていると思われるので、下流域の安全確保のため、浚渫などして早急に機能を回復してほしい。</p>	<p>建設課</p>	<p>4月7日に関係区と現地を確認のうえ、管理者である長野県へ要望しており、順次、応急対策も含め整備するとの回答をいただいております。 所沢ダムの浚渫については、長野県へ現地確認を要望してまいりますので地域の方の立会をお願いします。</p>
7	<p>祢津のスクールバスと定時路線「祢津線」について 今春の改正後、中学校部活後の祢津線利用が有料になってしまい、負担が大きい。昨年の公共交通懇談会（小中学生の通学利用は現状を確保する）との説明とも異なるので、早急に改善してほしい。また、路線バスがあることで転居までした子育て中の家庭もあるので、配慮が必要ではないか。</p>	<p>教育課</p>	<p>これまでの地区の住民説明会や保護者会において、千曲バスの運行撤退からの激変緩和措置として小中学生の通学については、教育委員会にて通学バスの対応すると説明してまいりました。 教育委員会では、通学バスの運行に係る費用や小中学校の下校時間を考慮し、保護者説明会等で意見を受け、朝は1便、夕方は2便ということで小中学生が無料で乗れる通学バスを運行することにいたしました。 この運行時間につきましては、学校行事等を考慮して毎月翌月の運行時刻を決定しています。 なお、小中学生が部活動等でこの通学バスの運行時間で不都合がある場合は、9人乗り路線バスを利用していただくこともできますが、その際は有料で利用していただくように保護者説明会で説明をしてきているところですが、本年度4月以降の通学バスと路線バスの乗車実績等を確認しながら、今後の通学バスの運行や他の通学手段について保護者と協議を進めてまいります。</p>



【和地区】

番号	要望内容	担当課	回答
1	<p>現和児童館跡地利用について</p> <p>予定では令和4年児童館が開所します。その時点で現和児童館が廃館になり、建物および土地について市としては利用の構想があるのでしょうか。できましたら海善寺4地区（海善寺・睦・日向が丘・海善寺北）と利用運用の協議の場を設けていただくことを要望します。</p>	教育課	<p>令和4年に新しい児童館を移転建設した際には、現在の和児童館の機能は廃止となります。その後の建物及び土地の後利用は現在も未定でございます。昨年度から要望されています海善寺4地区との協議の場につきましては、庁内関係部署を交えて、要望等をお聞きする場を設けたいと考えております。</p>
2	<p>県道大屋停車場・田沢線の安全対策について</p> <p>(1) 曾根区の七差路交差点の安全対策について、市道において安全対策が充実されました。さらには県道上にも「徐行」「交差点注意」などの注意喚起を検討していただきたい。</p> <p>(2) 浅間サンライン下大川信号機から和郵便局までの歩道設置を要望していますが、和郵便局からセイバリーサイド和さんまでは両側に住宅が密集し拡幅は難しい区間です。このため、下大川黒沢アルミ建材さん北側からセイバリーサイド和さんまで歩道設置にむけ関係機関で現場立ち合いが実施されましたが、この区間はできるだけ早期に着工していただきたいと本年度も要望します。</p> <p>(3) 国道18号線から上がったホテルモアさん北側まで上田バイパスの用地交渉が始まり県道まで整備される計画であります。完成すると国道に南下する車両だけでなく、北側の浅間サンラインや市県道・東深井線に抜け道として通過する車両が増加することが十分に考えられます。上田バイパスと県・東深井線の進捗状況もふまえ整備の構想を進めていただきたい。</p> <p>(4) 曾根区内本海野・曾根線の長門運輸事業所沿い、市道と県道大屋（停）田沢線に直結する部分に正式な横断歩道を敷設していただきたい。</p>	建設課、生活環境課	<p>(1) 路面標示のことと思われますが、本年3月に地元東深井区長及び長野県と現地立会の結果、県道が優先道路となるため、県道上への注意喚起は困難とのことですが、警戒標識や白線等による安全対策を検討する旨の回答をいただきました。（建設課）</p> <p>(2) 長野県において歩道設置事業が事業化され、地元説明会も行われております。引続き事業の進捗が図られるよう和地区としてもご協力をお願いします。（建設課）</p> <p>(3) バイパス整備の進捗に合わせ、国、県等関係機関及び関係区等と協議検討をさせていただきます。（建設課）</p> <p>(4) 横断歩道については公安委員会での対応となりますので、関係部署より引続き要望してまいります。（生活環境課）</p>
3	<p>県・東深井線の道路整備について</p> <p>上記整備につきましては、現在日向が丘地区の整備が進められています。感謝申し上げます。日向が丘区の整備終了後、曾根区内整備の速やかな事業推進をお願いします。</p>	建設課	<p>日向が丘工区は、本年度から工事に着手し、令和4年度の完成を予定しております。今後につきましては、関係6区推進委員会及び関係区等と協議しながら進めてまいります。</p>



令和3年度まちづくり懇談会 意見・要望に対する回答

番号	要望内容	担当課	回答
4	<p>交通安全対策について</p> <p>(1)海善寺北から海善寺の区間の30km/hの速度制限板が2か所しかないので、3か所に増やして、安全運転対策をしていただきたい。</p> <p>(2)エコロピアの森の工事が1から2か月ほど遅れているとのことですが、工事完成に合わせて道路整備と交通安全対策をしていただきたい。</p>	生活環境課、建設課	<p>(1)速度制限標識の設置につきましては、12月に上田警察署が取りまとめる「交通安全施設整備に対する調査」の中で、要望してまいります。 なお、当面の対策として、地元交通安全協会等と連携し、のぼり旗、看板等の設置により速度抑制や注意喚起を推進してまいります。（生活環境課）</p> <p>(2)要望された道路については、エコロピアの森の整備完了後、道路の利用者、利用状況等、整備の必要があると判断された場合には検討させていただきます。（建設課）</p>
5	<p>安全対策について</p> <p>旧和学校記念館西側にある金原川の両岸に柵の設置をし、子供の安全確保に努めていただきたい。</p>	教育課	柵の設置については、学校や関係機関と必要性について検討いたします。なお、これまでも児童には学校から増水等の時には同所に近づかないよう指導しているところでございます。
6	<p>長期事業計画の早期実現について</p> <p>区民の切実な要望をまとめ区の3年間の長期事業計画を提出し現地調査を行ってもらってもなかなか実施していただけない。早期に実施できるように進めていただきたい。</p>	建設課	各区からの要望を受け、現地立会の上、緊急性と安全性等を精査させていただき、全区要望内容で優先度の高い箇所から実施しています。また、安全上緊急的に行わなければならない箇所等については、別途緊急修繕や道路パトロール等により対応させていただいております。



【北御牧地区】

番号	要望内容	担当課	回答
1	<p>移住・定住の促進施策について</p> <p>少子高齢化が市内他地区と比較しても急速に進む北御牧地区では喫緊の大きな課題であり、その対策の一つとして移住・定住者を増やすことは即効力がある。また、当地区では空き家が140戸と市内の中でも約1/3を占めているが(平成27年度東御市調査)、県内15の市が何らかの住宅改修補助制度があり、うち6市が移住・定住向けの対策として実施している。昨年度も要望したが空き家を有効利用するための対策強化を要望する。</p> <p>(1) 移住・定住向け住宅のリフォーム補助事業の新設 空き家があっても、水回り等の改修をしないと貸し出しできない空き家が多いので、それらの住宅改修に補助制度を新設する。 ・補助額 補助対象経費の上限を100万円として、対象経費の20パーセント、20万円を限度に補助する。その場合、施工業者は市内限定、5年以内に貸付等の要件が無くなったときは、補助金の全部または一部の返還規定を設ける。</p> <p>(2) 移住・定住向け住宅改修資金利子補給制度の新設 空き家バンク制度の登録者や利用した人を対象に、金融機関から融資を受けて空き家の取得、改修、解体を行った場合、利子の全部または一部を補助。 ・補助額 融資額200万円を上限に、利子補給を3パーセントまで補助する。補助期限は10年以内とする。</p>	地域づくり・移住定住支援室	<p>(1) リフォーム補助金制度につきましては、住宅の状況によりニーズが分かれ、規模も様々であるため現在のところ新設の予定はございません。 なお、以前の「空き家片付け補助金」制度は、空き家の売買又は賃貸借契約の締結が完了しないとご利用いただけませんでしたが、今年度要項を改正し、交付申請書に関する契約書兼同意書を提出いただければ、契約前でもご利用いただけるようになりましたので、今後も利活用が進むよう努めてまいります。</p> <p>(2) 上田信用金庫と市では、空き家の利活用を推進するための支援策を盛り込んだ「地方創生に向けた包括連携に関する協定」を結びました。その内容といたしまして、空き家の解体費用及び空き家リフォーム費用に対し、ご要望に対し十分お応えできる制度ではありませんが、通常より0.1%低金利な融資制度をご利用いただけます。</p>



令和3年度まちづくり懇談会 意見・要望に対する回答

番号	要望内容	担当課	回答
1	<p>(3) 定住助成金の支給制度の新設 旧北御牧村で住宅取得した人を対象に同様の事業を実施していたが、1年以上定住世帯を対象に10万円を支給。中学生以下の子どもがいる場合は、2万円を加算する。</p> <p>(4) 移住体験住宅 市内空き家を市が借り上げ、お試し移住体験ができる住宅を整備する。期間は上限1年以内、家賃もできるだけ低額として利用しやすいものとする。</p> <p>(5) 空き家バンクの充実強化 空き家バンクへの登録や利用者を増やすには、情報量を増やすことが最も重要。そのためには、市が地元の区や地域づくりの会などと連携を図る必要がある。移住・定住向けの空き家の把握は区の協力が必須のため、そのための体制や仕組みづくりが急務だが、どのように構築するか検討を。令和2年度に御牧ふれあいの郷づくり協議会では、区長会の協力を得て市が調査した空き家情報を基に再調査を実施しました。</p>	地域づくり・移住定住支援室	<p>(3) ご指摘の制度は平成16年の合併協議により、5年間の経過処置ののち平成21年4月1日をもって廃止となりました。これは、合併後の1市2制度を解消するためのものであり、様々な定住形態があるなかで公平性を保つためでもあります。 今後も、定住助成金の支給制度につきまして、新設の予定はございませんが、東御市の魅力を発信することにより、移住・定住の促進を図ってまいります。</p> <p>(4) 中長期の滞在型お試し移住施設の整備が急務であると考えており、利用可能な市営住宅及び空き家の活用を検討していきたいと考えております。 今後、対象物件を確定し改修するなどの実施に向け関係部署と協議し、活用していきたいと考えております。</p> <p>(5) 北御牧地区におきましては、既に先がけて取り組んで頂いているところですが、空き家バンクの充実強化といたしまして、各地域づくり協議会へ空き家対策の交付金を交付するとともに、各区長会にも協力をお願いし空き家再調査を全区で実施していく予定です。その調査結果をもとに空き家バンクへの登録の促進や中長期移住体験施設としての活用を検討します。また、空き家相談会等を開催し、空き家の利活用が推進されるよう努めてまいりたいと考えています。</p>



令和3年度まちづくり懇談会 意見・要望に対する回答

番号	要望内容	担当課	回答
1	<p>(6) 芸術むら公園及び周辺の環境整備 芸術むら公園内の施設・イベント（火のアートフェスティバル・天空の芸術祭）を充実させて情報発信を県内外に行い、交流者を増やして定住者に繋げる。地域活性化のためにも通年営業するレストランやドックカフェ、直売所等の店舗・施設を増やす。また、アクセス道路として田中方面から公園に至る羽毛山橋を含む「県道丸子・北御牧・東部線」の道路整備も必要ではないか。</p>	<p>商工観光課、地域づくり・移住定住支援室、文化・スポーツ振興課、建設課</p>	<p>(6) 芸術むら公園でのイベント等の機会を捉えて、ホームページやSNS等の情報発信を行い周知に努めておりますが、何度も足を運んでいるリピーター人口を増やし、東御市をよく知っていただくこと、また、交流から関係へと結びつきを深められるよう、引き続き取り組んでまいります。 芸術むら公園においては、関係区の区長等によるエリアマネジメント会議を立ち上げ、公園周辺地域の活性化や交流人口の増加、定住者の確保等に向けた「まちづくり」の在り方について検討する予定です。ご質問にある、店舗・施設の増設に関しましては、地域と連携しながら来訪者ニーズや費用対効果などの検証を重ね慎重に判断してまいります。（商工観光課、地域づくり・移住定住支援室） 火のアートフェスティバルは令和4年度に30周年を迎えることから、記念事業を計画しています。特に、地域の文化・芸術資源を活用し、陶芸を通じて広く人々を誘うイベントとなるよう計画にしております。 天空の芸術祭については、令和3年度で地方創生推進交付金が終了することから、天空の芸術祭の今後の方向性については地域の皆様を中心に検討し、域学連携により充実させたイベントとなるよう協議をしてまいります。（文化・スポーツ振興課） 県道丸子北御牧東部線については、現在、上田建設事務所にて下八重原地籍（土手下）で改良工事を実施しており、他、整備が必要な個所についても、期成同盟会で要望をしております。（建設課）</p>



番号	要望内容	担当課	回答
2	<p>遊休荒廃農地、荒廃山林の整備活用と竹林・雑木林の管理等について</p> <p>人口減や高齢化が進み田畑や山林が荒れている。また、道路沿いの竹林や雑木林の所有者が不明あるいは高齢化しているため管理が行き届かず、降雪時には、日陰の凍結や倒木・竹により危険であり交通の支障となっている箇所が多い。また、子供たちの通学路にもそのような箇所が見られるため、以下の対策をお願いしたい。</p> <p>(1) 遊休荒廃農地、荒廃山林の整備と活用の有効な対策を。</p> <p>(2) 市による市道沿いの竹・雑木林の伐採。</p> <p>(3) 道普請や、多面的機能・中山間地事業による竹林や雑木林の伐採撤去等の地区保全活動の際、伐採したものの処分に苦慮している。市で直径10cm位まで粉砕できるチップパー（木や竹の粉砕機）を導入して頂き、貸し出しをしていただきたい。</p>	<p>農林課、建設課、地域づくり・移住定住支援室</p>	<p>(1) 令和2年度に、地域における中心経営体への農地の集約化に関する方針等を定めた「実質化した人・農地プラン」の策定をおこないました。今後は、本プランに基づき地域と協議を行いながら、中心経営体に農地の集積・集約化を進め、遊休農地等の発生防止に努めてまいります。また、市では個人または団体等が荒廃農地を耕作可能な農地に復旧する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付しております。（農林課）</p> <p>(2) 通行に支障となるものは道路パトロール等により対応させていただきます。（建設課）</p> <p>(3) 区への貸し出し用チップパーがございますのでご活用ください。（地域づくり・移住定住支援室）</p>
3	<p>湯の丸高地トレーニング施設を活用した特色ある街づくりと子供のスポーツ教育について</p> <p>(1) 特色ある東御市として湯の丸高トレ施設の一層の充実と広報活動の活性化を図るべき。スポーツのメッカになるべく招致活動をいかに進めていくのか。</p> <p>(2) 高トレ施設と小中高等学校が連携してスポーツ教育の充実を図り、世界に通用するような人材を育てる仕組みを考えていくべきではないか。</p>	<p>文化・スポーツ振興課</p>	<p>(1) 湯の丸高原荘別棟の整備により、客室不足に伴うチャンスロスが解消され受入れ環境が充実しますので、今後は新たに民間スポーツクラブや個人アスリートへ向けたプロモーション活動を展開し、新規顧客の獲得と認知度向上を図って参りたいと考えています。</p> <p>(2) これまでも東部中学校や佐久長聖高校の水泳部が練習の一環として特設プールの活用はありますが、競技力向上への効果は明らかになっていません。このため本年度、群馬県孺恋高校と連携して高地トレーニングによる競技力向上効果の「見える化」に取り組むことを計画しています。それら効果測定データに基づき、小中高等学校の指導者へ向けた高地トレーニング導入案内の仕組みを整えることにより、高トレ施設の利活用を促進し、人材育成につなげて参りたいと考えています。</p>



令和3年度まちづくり懇談会 意見・要望に対する回答

番号	要望内容	担当課	回答
4	<u>ゴミ袋について</u> 燃やせるゴミ・プラゴミ用の袋が以前より小さくなり、区の集積場所に袋があふれて苦慮している。以前の45ℓを復活してほしい。	生活環境課	市では、ごみの減量及び3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、市民・事業者の皆様にごみの減量・分別をお願いしていること等から、現在のごみ指定袋をご使用いただいております。ご理解ご協力をお願いいたします。
5	<u>通学路の安全対策について</u> 小中学校の通学路で倒木の恐れのあるものや、立木が法面から張り出している箇所が多数ある。落石もあり雨の日や強風のときは子供にも不安を与えている。特に矢野沢線や羽毛山―大日向間。歩道の雑草繁茂や街灯が少ない場所もあり、自転車通の道路も含め子供たちが安心して通えるよう立木の伐採・法面・道路等の安全管理を要望する。	建設課	市道において通行に支障となるものについては、道路パトロール等により対応させていただきます。矢野沢線については、年に1度草刈り作業を委託により実施しておりますが、地域の皆様のご協力もお願いいたします。 県道については、羽毛山・大日向間を含め、道路管理者である上田建設事務所に要望してまいります。羽毛山大日向線においては、見通し確保のため効果的な場所の一部伐採を予定しております。
6	<u>巡回EVバスについて</u> (1) 住民は田中駅に向かう「足」として期待しており運行の本実施を望む。その際は白樺区へのルートの見直しをするなど路線の検討を十分にしてほしい。 (2) 高齢化が進む中で買い物、通院にEVバスを活用することや、移住定住促進においても通学通勤の不便さがマイナス要因にならないよう交通対策の充実を図ってほしい。	商工観光課	(1)(2) 昨年度実施した実証実験の結果とともに、高齢者や児童生徒、通勤者等、市民の移動の実態やニーズを把握する調査を実施し、地域における利便性の高い運行や、現在運行している定時定路線バスの利便性向上と利用者増加に向けた経路や時刻の見直しを、東御市公共交通活性化協議会で検討してまいります。 ※令和2年度に実証実験として運行した巡回バス『RIDE'N』の1便あたりの乗車人数は、全体で3.6人という結果でした。